

令和5年度 宮崎県福祉系高校修学資金貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、これらの修学を容易にすることにより、若者の介護分野への参入を促進し、介護福祉士の養成確保に資する。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	福祉系高校卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮崎県内の施設において介護等の業務に従事する意思がある方で、次の要件全てに該当する方。 ① 福祉系高校に在学している方で、将来宮崎県内で介護福祉士として介護等の業務に従事する意思のある方 ② 在学する福祉系高校の校長が推薦する方
貸 付 額	① <u>修学準備金 30,000円以内（入学時に限る）※</u> ② <u>介護実習費 一年度あたり3万円以内※</u> ③ <u>就職準備金200,000円以内（卒業時）</u> ④ <u>国家試験受験対策費用 一年度あたり40,000円以内※</u> ※国や県が行う、目的を同一とする補助事業等と併用する場合、重複分を減額し貸付決定する場合があります。
利 子	無利子。ただし、返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります。
貸 付 期 間	高校に在学する期間とします。
貸付金の交付	分割交付（各年度）
返 還 免 除	以下の条件を満たした場合、返還を全額免除します。 福祉系高校卒業後1年以内に介護福祉士登録を行い、宮崎県内において3年間継続して <u>介護等の業務※</u> に従事したとき ※介護福祉士登録時に、介護分野の事業所等に就職した方は、3年間継続して介護分野の事業所等で介護職員等として従事しなければなりません（障害福祉分野の事業所等の場合は、3年間継続して障害福祉分野）。
返 還	以下の場合修学資金の返還が発生します。 ① 修学資金の貸付契約が解除されたとき ② 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は宮崎県内において介護等の業務に従事しなかったとき ③ 宮崎県内において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき ⑤ 福祉系高校を卒業した日から1年以内に返還の債務の履行猶予がなされなかったとき
申 請 書 類	以下の書類の提出が必要です。 ① 貸付申請書 ② 推薦状 ③ 誓約書 ④ 世帯全員の所得証明書（学生、生徒及び未就学児を除く）⑤ 連帯保証人の所得証明書（連帯保証人は、原則として65歳未満で保証能力がある方とします） ⑥ 個人情報取扱同意書 ⑦ その他本会会長が必要と認める書類
申 請 の 流 れ	貸付申請者（提出書類①②③④⑤⑥を）→福祉系高校（提出書類②に校長印を押印）→宮崎県社会福祉協議会 ※提出書類⑦は会長が必要と認める場合

申 請 期 間	令和5年4月10日（月）から5月15日（月）まで
問 合 せ 先	〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内人材研修館内 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 福祉人材貸付相談室 電話 0985-61-2424 FAX 0985-26-2828